（前頁より）

本年度は更に六三名の減員計画となっておりますが、今仮りに昨年度分の一九八名だけを整理するとしても、相当多額の退職手当が必要となりますし、又退職時までの給料も本年度で余分に負担せねばなりません。この金額が両方合せて、概算約二億円にもなろうかと思はれます。

なお、九州各県の事情を見ますと、鹿児島や佐賀等再建団体である県をもふくめて本県を除く他の県は、いずれも昭和三十三年度迄に一応職員数の減員計画はこれを完了しており、全国的にみても他府県は大体人員整理を昨年度迄で完了している模様であります。従って、政府で樹立する地方債計画においても昨年度迄は計上されていた退職手当の財源としての起債の枠が、本年度からは府県分としては全部等にされている実情であります。

本県としては、本年度相当数の減員を余儀なくされる実情で、しかも退職手当債も認められず、所要経費は原則として一般県費で賄わなければならないことは非常な打撃であります。

(2) 給料表改訂の問題

本年三月の県議会に、職員の給与条例の一部改正条例を提案し、これが否決されましたことは御承知のとおりであります。これは本県職員の給与の基準が国家公務員や他の府県の職員のよりも少々高いので、再建団体としてふさわしくないとして従来自治庁からしばしば引下げるよう勧告を受け、このために県が借入れている再建債に対する政府の利子補給が停止されていたものであります。しかも同様なことで自治庁から勧告を受けていた他の九県のうち、本県を除いて他は全部勧告を受入れたのに、ひとり本県だけがそのまま残っていましたので、三月県会に提案し職員の給与の基準を他府県なみに改めようとしたものであります。

然し残念ながらこの提案が否決されましたので、政府からもらうことのできる補給金昭和三十二年度下半期分一、七三五千円及び昭和三十三年度分、三、〇七五千円が支給停止となり、このうち三十二年度分が支給停止となり、このうち三十二年度分に関しては、年度が二カ年も経過してしまいましたので遂にお流れとなり又政府の勧告に本県だけが従わないということで、起債の許可や地方交付税の配分等にも若干悪影響を免れ得ない現状であります。従って今年度においてはこの問題は一日も早く解決をしなければならぬと思います。

(3) 職員の新陳代謝計画

本県の職員構成を見ると高令者が多く従って一人当りの平均給与単価も高くなっております。

職員中、五五才以上の人及び五〇才から五五才迄の人のいづれを見ても、九州各県に比べ、その実数においても、又職員総数に対する比率においても相当大きな数字を示しております。

一方将来における県政の円滑な運営を考慮しましても、将来中堅幹部たりうる優秀な若手職員を採用することが絶対に必要であると思われますし、又現在七〇〇名以上の臨時職員がいて、永い間不安定な身分のまま職務に従事しており、これらの職員を少しでも多く定員内に繰入れることが望ましいことであると思います。

以上の観点からして、財政上は当面相当の負担となりますが、何とかして本県の職員構成を将来に向って正常な姿にかえすことが必要であり、このための措置が行わるべきものと確信致します。

(4) 予算総額に対する人件費の割合

以上人件費関係の懸案事項につき申述べましたが、これは要するに予算総額に対する人件費の占める割合が問題であるわけで、昭和二十九年度は全国の各都道府県の平均を下廻っていた本県の人件費の比率が、昭和三〇年度以降急激に上昇しその後は例年全国平均を相当上廻っております。いま昭和三十二年度の決算について見ますと、総予算中の人件費の割合は全国各都道府県平均では四五・六％と三％も多くなっております。昨三十三年度の決算は最終的に未定でありますが、恐らくこの傾向は更に著るしいと思わねばなりません。

この事実を裏返して言えば、ここ数年本県においては総予算のうち建設事業等の投資的経費の占める割合が他府県に比べ少なかったということでありまして、このような事実は一日も早く解消して道路や橋や学校を作るなどに必要な投資的経費の比率を増加させることが急務であると思います。

★ 予算外義務負担及び継続費について

これは後年度の支出について、当該年度で約束し、それにもとづいて後年度で支出することを義務づけられているものでありますが、一般会計分だけについて見ますと、今昭和三十四年度支払を要するものとして残されているものが相当あります。

すなわち、既に完成して一般の利用に供されております県立図書館の新築費約二千万円が継続費という形で本年度に支払が残されており、又予算外義務負担として県事務所のジープ購入費等々一般県費から本年度早速支払を要するものだけでも総額約四、三〇〇万円余となっております。

★ 済生会病院について

県は三十一、三十二両年度にわたり、厚生年金保険積立金還元融資借入金から八・六〇〇万円を借受け、これを済生会熊本県支部に転貸したのであります。同支部はこの資金を以て熊本市段山町に新病院建築を計画し、昭和三十二年七月に着工して漸く、昨昭和三十三年十二月に一部開院したものであります。工事着手から開院までがこのように遅れ、又折角開院しても一部だけである等の事情により、既に昭和三十三年度から発生しております借入金の金利の支払（年間約四四

三十四年度において新に当面する諸問題

前項では、前年度から引継がれた諸懸案事項のうち、殊に本年度県財政上相当な影響を及ぼすと思われる事項について述べたのでありますが、この項では、国の施策の変更や関係法令の改正等により影響を受け、財政上相当の問題となる事項について申述べます。

このことは才入、才出両面にわたりますが、才出についてはそのいづれもが義務的な負担増加となるものであります。

★ 才出について

才出関係では何としても人件費関係が最も大きな事項でありまして、教育職員警察職員を含めて県の職員が既定の給料表によって本年度分給与する分が一般県費負担分だけで約一億六千万円の巨額に上りますしこの他、人事院勧告に基く給与改善措置に対応して国家公務員の初任給引上げ及び期末手当の増加が行われますが、本県でもこれに準ずると致しますと、差当り本年度の一般県費からの支出増加がこの分だけで約一億五千万円にも上るかと思われます。

これらの他人件費関係としては、すでに決定された国体開催のための予算編成要項によりますと、県として二億一千万円余の経費を負担致すこととなっております。この金額につきましては今後さらに検討を要するとは思いますが、いづれにしても約二億乃至二億五千万円の経費負担を昭和三十四、三十五年度において県が負担しなければならぬと思われます。しかも開催を明年に控え、このための諸準備は今まで殆んどなされておりませんので、本年度において相当多額の経費を投じ、準備の促進を図る必要があると思われます。ともかく財政再建団体としては全国で初めて本県が国体を開催するわけでありまして、現在までの諸準備の進捗状況からしてこれは実に容易でないことと思われるのであります。

★ 才入について

一方才入関係では、自主的な財源である県税収入が、国、地方を通じての、本年度七〇〇億円減税の方針に従って影響を受けることとなり、地方税法の一部改正によって本年度の県税収入は昨昭和三十三年度の収入額に比べ相当減少するであろうと予想されます。

すなわち、県税のうち大半を占める事業税の税率軽減や基礎控除額の引上げ等による減収、固定資産税関係における固定資産の償却による減収等は、昨今の経済界の好転によって、総体的に県税全体としては減収を免ぬれ得ないものとしております。又入場税の減収に伴って入場譲与税も減少するでありましょう。

ただ、地方交付税については今年度にその税率が一％引上げられることとなりましたので、相当額の増加を期待しているのであります。しかし、現在の自治庁概算では、歳出の増加を補うことはできないようであります。

むすび

以上、昭和三十三年度より持越しとなっている懸案事項及び本年度新たに発生している諸種の事項につき、その大要を申述べた次第でありますが、それらの事実の殆んどが、遺憾ながら本県財政を本年度さらに圧迫するであろうと思われます。

しかも本県財政は才入の面において、甚だ強力性を欠き、大切な自主財源である県税収入は、昭和三十二年度において金才入中全国平均は三〇・一％であるにかかわらず、本県ではわずかに二四・二％を占めるに過ぎません。

このような事情から県と致しましては国に対し更に強力に折衝致すことは勿論人件費や物件費を中心とする消費的経費の節減にはあらゆる手段を尽して努力致す所存でありまして、そして今までの遅れを取りもどして一日も早く財政再建計画をその軌道に復帰させるように致したいと存じます。

明年度においては国体開催という未曾有の大事業を控えていることはあり、これが有終の美を飾るためにも、県民各位におかれましては県財政の実態を十分御理解いただき、各般にわたれ倍旧の御協力御支援を下さるよう御願いする次第であります。

（財政課）